

別表 1 (第2条、第5条関係)

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 経営所得安定対策等推進事業	市町村等が行う経営所得安定対策の申請手続き支援等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
2 元気な産地づくり整備事業	園芸特産物、水稻、畑作物、飼料作物等の生産振興や生産拡大等に要する経費 1 園芸産地育成・拡大支援対策 (1) 園芸産地拡大支援タイプ (2) 新たな生産システムモデル産地形成タイプ 2 土地利用型作物支援対策	1 / 3 以内 1 / 3 以内 1 / 3 以内	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
3 指定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が独立行政法人農畜産業振興機構において、指定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成を行うにあたり、独立行政法人農畜産業振興機構に対して納付を要する経費	定額	事業費の30%を超える増減	
4 特定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が特定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減	
5 青果物価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が青果物等の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減	
6 ふくしま「医食同源の郷」づくり事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 工芸農作物の生産、販売体制の確立支援に要する経費 2 工芸農作物の生産拡大に必要なほ場整備、初期生産資材、共同利用機械・機器等の導入支援に要する経費 3 おたねにんじんの種子確保に要する経費	定額 (400千円/1箇所以内) 1 / 2 以内 定額	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
7 ふくしまの工芸農作物等産地支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 葉たばこ安全性向上対策事業 2 ふくしまの蚕糸産地機能強化対策事業	1 / 2 以内 定額 (1箱当たり750円)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
8 売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 売れる産地をつくる！産地づくり活動に要する経費 2 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業に要する経費	定 額 (上限200千円) 1 / 2 以内	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
9 米消費拡大推進事業	ふくしま米需要拡大推進協議会又は、福島県米消費拡大推進連絡会議が行うふくしま米のキャンペーンルーの選考や各種キャンペーン等によるふくしま米の風評払拭・消費拡大・需要拡大活動等に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減	
10 ふくしま米販路拡大推進事業	農業者団体等が行う米の販路開拓・拡大を図るための取組に要する経費	定 額 (上限1,000千円)	事業費の30%を超える増減	
11 学校給食等地産地消推進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 市町村立小中学校等の学校給食等で、1回の給食を構成する品目のうち、8割以上の品目に県産農林水産物を使用した給食等の食材購入に要する経費 2 市町村立小中学校等が行う食育活動に要する経費及び栄養士や調理師等を対象とした地産地消に関連した研修会等の開催に要する経費	定 額 (上限 学校給食：児童生徒1人当たり500円、病院食：病院床1床当たり2,000円) 定 額 (上限 1団体当たり50,000円)	事業費の30%を超える増減	
12 ふくしまの恵みPR支援事業	県内の市町村、県内に主たる事務所を置く民間団体及び県域農業団体が、風評払拭を図るための国内における県産農林水産物の販売・PR活動に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減	
13 輸出回復緊急対策事業	県産農林水産物等の海外輸出に取り組む際の海外での見本市や商談会等のイベント、海外百貨店等における出品や販売促進、個別商談、輸出環境整備（証明書取得、検疫官の招へい等）等に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減	

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
14 地域産業6次化ステップアップ強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 6次化新商品開発チャレンジ事業 県産農林水産物を活用した6次化商品の開発又は改良等に要する経費 2 売れる6次化商品づくり実践事業 県産農林水産物を活用した6次化商品を自ら生産に取り組むために必要な加工機械等の整備に要する費用	補助対象経費の2/3以内 (ただし、補助額は100千円を下限として、1,000千円を上限とする。) 補助対象経費の2/3以内 (ただし、補助額は1,000千円を下限として、3,000千円を上限とする。)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
15 あんぽ柿産地再生促進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 あんぽ柿の乾燥機械・施設のリース導入に要する経費 2 放射性セシウムによる汚染程度の高い園地を特定し改植を推進するなど、産地再生を支援するために必要な経費	物件価格の1/2以内 定 額 (上限2,500千円)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
16 水田活用型園芸産地緊急育成事業	水稲から収益性の高い園芸作物への経営転換に要する経費	定 額 (ただし、リース及び資材購入に要する経費については、物件価格の4/10以内)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
17 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業	県産飼料用米の県内における広域流通利用モデル構築に必要な経費	1/2以内	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
18 輸出促進技術等実証支援事業	輸出青果物の鮮度保持技術等の実証及び輸出国の残留農薬基準に適合した防除体系確立に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
19 ふくしまプライド 日本酒の里づくり事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 県内の蔵元と生産者が複数年契約に基づき取引される酒造好適米の精米に係る経費 2 オリジナル日本酒育成支援事業 (1) 酒造好適米と一般米の種子の価格差相当分 (2) 県内蔵元による県産酒造好適米100%使用の日本酒増産に要する経費	定額 定額 1/2以内 (上限2,000千円)	事業費の30%を超える増減	
20 地域産業6次化商品販路拡大推進事業	県産農林水産物を活用した競争力ある6次化商品の販路拡大のための商談会展出等に要する経費	定額 (ただし、補助額は100千円を下限とし、300千円を上限とする。)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
21 ふくしま食のプラットフォームづくり推進事業	ふくしま食のプラットフォームづくりに取り組む際の次に掲げる経費 1 ブランド化支援 2 商品化支援 3 福島フードファンクラブ運営 4 販路開拓支援	定額	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
22 チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業	「里山のつぶ」の作付拡大や品質向上に取り組む農業団体等の組織活動及び関連機器等リースに要する経費	定額 (リース料助成は物件価格の1/2以内)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
23 福島県産農産物等販売拡大ティアップ事業	原子力被災12市町村において農産物の販路開拓のコンサルティング等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減	

別 表 2 (第15条関係)

事 業 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営所得安定対策等推進事業 (県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・ 元気な産地づくり整備事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・ ふくしま「医食同源の郷」づくり事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・ ふくしま米産地戦略推進事業 ・ 売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部等事業実施主体が県全域に及ぶ団体、及び農業協同組合が事業実施主体であって事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・ ふくしま米販路拡大推進事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部等事業実施主体が県全域に及ぶ団体、及び農業協同組合が事業実施主体であって事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・ 学校給食等地産地消推進事業 ・ ふくしまの恵みPR支援事業 (県域農業団体及び、農業協同組合が事業実施主体であって事業受益地区が農林事務所の所管地区を超える広域である場合を除く。) ・ あんぽ柿産地再生促進事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・ 水田活用型園芸産地緊急育成事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・ 飼料用米広域流通・利用モデル育成事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。)

事業名

・ふくしまプライド日本酒の里づくり事業

（全国農業協同組合連合会福島県本部等事業実施主体が県全域に及ぶ団体、及び農業協同組合が事業実施主体であって事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。）

・チョイスふくしまオリジナル米産地確立推進事業

（全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。）